



「地域生活応援会議」をスタートします

～高齢者の「本物」の自立を支援します～

1. 「本物力こそ、桑名力。」を掲げる桑名市では、「全員参加型」で「2025年問題」を乗り越えるための「地域支え合い体制づくり」である「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいます。

(注1)「2025年問題」とは

2025年には、「団塊の世代」が75歳以上となります。

(注2)「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割

「地域包括ケアシステム」の構築に向けた市町村の役割は、地域における様々な関係者が相互に連携して活動を展開するネットワークを立ち上げるマネジメントです。

そのため、市町村が基本方針を明確化して地域の関係者に共有させる「規範的統合」を推進するよう、求められています。

2. その一環として、平成26年10月15日より、介護保険制度が本来目指すべき高齢者の「本物」の自立を支援するための「地域生活応援会議」をスタートします。

(注)「地域ケア会議」の法制化

介護保険制度では、要支援又は要介護と認定された被保険者について、地域包括支援センター又は介護支援専門員が介護予防サービス計画又は介護サービス計画を作成し、それに基づき、サービス事業所が個別サービス計画を作成してサービスを提供する仕組みです。

このようなケアマネジメントについては、「介護保険の理念である『自立支援』の考え方が、十分共有されていない。」「利用者像や課題に応じた適切なアセスメント（課題把握）が必ずしも十分でない。」「サービス担当者会議における多職種協働が十分に機能していない。」「ケアマネジメントにおけるモニタリング、評価が必ずしも十分でない。」等と指摘されています。

そのような中で、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）の規定に基づき、市町村によって開催される「地域ケア会議」が法制化されました。

3. 具体的には、当面、新規に要支援と認定されてサービスを利用しようとするすべての被保険者について、介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」することを目標として、介護予防（＝生活機能の向上）に資するケアマネジメントを多職種協働で提案します。

（注1）「地域生活応援会議」の対象

「地域生活応援会議」の対象については、

- ① 平成27年度以降、新しい「介護予防・日常生活支援総合事業」の開始に伴い、介護予防・生活支援サービス事業対象者のための介護予防に資するケアマネジメントに拡大する予定です。
- ② 将来的には、地域包括支援センターの機能強化と相俟って、
 - i 新規に要介護1又は要介護2と認定されてサービスを利用しようとする被保険者のための介護予防に資するケアマネジメント
 - ii 在宅復帰を支援する退院調整の対象となる等の被保険者のための在宅生活の限界点を高めるケアマネジメントに拡大する方向で検討します。

（注2）要支援・要介護認定に先立つ暫定的なサービスの利用に関する手続

平成26年10月、要支援・要介護認定に先立つ暫定的なサービスの利用に関する手続を明確化しました。

具体的には、新規に要支援・要介護認定を申請した被保険者について、要支援・要介護認定に先立って暫定的にサービスを利用しようとするときは、その理由を確認するため、あらかじめ、次に掲げる者の参加を得て、「ケアミーティング」を開催する取扱いとしました。

- ① 対象者を担当する介護支援専門員及び各地域包括支援センターの職員
- ② 介護・高齢福祉課及び中央地域包括支援センターの職員

4. そのため、毎週水曜日午後、

- ① 対象者を担当する介護支援専門員及び介護事業所の管理者又はその代理人
- ② 地域包括支援センターに配置された保健師又は看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員
- ③ 保健センターに配置された保健師、管理栄養士、理学療法士及び歯科衛生士
- ④ 桑名地区薬剤師会の推薦を受けた薬剤師
- ⑤ 三重県介護支援専門員協会桑員支部の支部長又はその代理人等の参加を得て、「地域ケア会議」を開催します。

5. これは、桑名市における「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、
- ① 「机上の空論」から「現場の実践」へ
 - ② 「個人プレー」から「チームプレー」へ
- という点で、保健福祉の在り方を大きく転換するものです。
6. このように、新規に要支援と認定されてサービスを利用しようとするすべての被保険者について、「地域ケア会議」を通じて多職種協働でケアマネジメントを支援する取組みは、全国の市町村でも、埼玉県和光市、大分県杵築市など、稀であり、少なくとも、東海3県の市町村では、初めてです。とりわけ、保健センターが地域包括支援センターと一体になって多職種協働でケアマネジメントを支援する「地域ケア会議」に参画する例は、全国的にも、他に見受けられないものです。
7. その意味で、「地域生活応援会議」は、桑名の「ブランド」の一つとなり得ます。
8. いずれにせよ、桑名市としては、「健康寿命」の延伸に資するよう、「地域生活応援会議」を通じて多職種協働でケアマネジメントを支援する取組みを実践することにより、要支援・要介護認定率（＝65歳以上の被保険者数に対する40歳以上の要支援・要介護認定者数の割合）の低減を目指します。その結果として、人口の高齢化に伴う介護保険料の増大が抑制される効果も、期待されます。

(注) 埼玉県和光市と比較した桑名市の状況

全国に先駆けて「コミュニティケア会議」を通じて多職種協働でケアマネジメントを支援する取組みを実践してきた埼玉県和光市では、

① 平成24年度の要支援・要介護認定率が全国1,580保険者中の第2位である9.60%

② 平成24～26年度における65歳以上の被保険者の保険料の基準額が4,150円/月となっています。

これに対し、桑名市では、

① 平成24年度の要支援・要介護認定率が全国1,580市町村中の第415位である16.18%

② 平成24～26年度における65歳以上の被保険者の保険料の基準額が4,761円/月となっています。

9. つきましては、サービスを利用する被保険者及びその家族の皆様並びにサービスを提供する介護支援専門員及びサービス事業所の皆様におかれては、「地域生活応援会議」に対する御理解と御協力をお願いします。

(注1) 被保険者及びその家族に対する「地域生活応援会議」に関する説明

平成26年9月より、市及び地域包括支援センターにおいて、介護保険制度に関する申請や相談を受け付ける窓口で介護保険制度の基本理念を説明する取扱いとしました。

(注2) 介護支援専門員及びサービス事業所に対する「地域生活応援会議」に関する説明

平成26年7月に「主任介護支援専門員交流会」、同年8月に「桑名市介護保険トップセミナー」及び「桑名市介護事業所管理者等研修会」、同年9月に「事業所向けアセスメントシートに関する勉強会」を開催し、介護保険の保険者である市としての基本的な考え方等を説明しました。

10. 詳細については、別添の資料を参照してください。

問合せ先：保健福祉部介護・高齢福祉課
中央地域包括支援センター
電話 0594-24-5104



ゆめはまちゃん